

令和元年度第2回 高校生の登山のあり方検討委員会 会議録

日 時 令和2年2月17日(月) 14時30分から16時45分まで

会 場 栃木県総合文化センター第4会議室

出席者【委員】

望月委員長、日野委員、戸田委員、奥委員、毛塚委員、佐藤委員、渡部委員、國谷委員、
近田委員、松村委員、坂入委員、池田委員 ※欠席者なし

【オブザーバー】

宇梶栃木県高等学校長会会長、塩澤栃木県高等学校体育連盟会長、三森栃木県高等学校
体育連盟登山専門部長、稲葉栃木県高等学校体育連盟登山専門部専門委員長

【出席協力者（設置要綱第6条2項に基づく）】

三森大田原高等学校長（兼栃木県高等学校体育連盟登山専門部長）

【県】

荒川教育長

（知事部局）

柳田文書学事課課長補佐（総括）、郷危機管理課課長補佐（GL）

大金自然環境課課長補佐（総括）、永嶋自然環境課課長補佐（GL）

（教育委員会事務局）

桜井総務課長、伊澤学校安全課長、中村高校教育課長、高橋スポーツ振興課長

浅野総務主幹、伊澤学校安全課主幹、吉田高校教育課主幹 ほか

報 告 (1) 高校生の登山の実施状況について
(2) 登山アドバイザーの要件として定める山岳関係の資格について
(3) 那須雪崩遺族有志から照会のあったアンケートへの回答について
上記の項目について事務局から報告した（詳細は下参照）

議 事 (1) 登山活動の特質を踏まえた安全策の検討について
(2) その他

① 県高等学校体育連盟が編纂を進めている「省察」について

② 大田原高等学校が設置を予定している「慰霊碑」について

上記の項目について委員に議論いただいた（詳細は下参照）

そ の 他 事務局より、令和2年度も継続して検討委員会を開催したいと考えていることから各委員への協力を依頼するとともに、時期は改めて各委員に通知する旨連絡した。

1 開会

【司会】

定刻を過ぎてしまいましたが、ただいまから令和元年度第2回 高校生の登山のあり方等に関する検討委員会を開会いたします。はじめに、望月委員長よりごあいさつをいただきたいと存じます。望月委員長、よろしくお願いいたします。

2 あいさつ

【委員長】

皆さんこんにちは。望月でございます。

今日は第2回の会議ということで、改めてスポーツ・体育活動中の事故を調べてまいりました。日本スポーツ振興センターは、平成17年度から30年度までの16年間の死亡あるいは後遺障害を残した事故を7,515件、事例として紹介しております。このうち山の事故は12件あり、0.16%と事故数としては必ずしも多いとはいえませんが、死亡事故だけでいきますと12件中8件、そしてそのうち7件が那須の雪崩事故でございます。この事実は、那須雪崩事故の事故原因の分析を踏まえた対策が大変重要であることを示していると思っております。

本日の会議を、事故を繰り返さないという決意のもとに、皆様の英知を集めて対策を講じていくものにしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは座って進めさせていただきます。

【司会】

ありがとうございました。ここで、報道関係者の皆様方をお願い申し上げます。カメラの撮影はこれよりご遠慮いただきますよう、よろしくお願いいたします。

これよりは、設置要綱第5条第2項の規定に基づきまして、望月委員長に議長をお願いいたします。望月委員長、よろしくお願いいたします。

3 報告

【委員長】

それでは、議事次第に従って進めていきます。

まず報告です。3本ありますが、最初の「高校生の登山の実施状況」について、事務局からご報告をお願いいたします。

【学校安全課長】

資料1に基づきまして「高校生の登山の実施状況」についてご報告申し上げます。

資料にありますとおり、こちらは10月25日以降ということで、前回の検討委員会でご報告した登山の実施状況以降の状況についてご報告するものでございます。

御覧のとおり、季節柄、県内及び、高い山が少なくなっております。筑波山を筆頭に、一番高い山ですと多分那須岳等になろうかと思えます。今回から、前回の議論でご指摘がありました登山アドバイザーの資格等についても、新たに欄を設けさせていただきました。真ん中より右側になりますが、登山アドバイザー帯同ということで人数と資格、要件というのは登山アドバイザー帯同の要綱の該当基準の号数でございます。こちらについては資料2に詳しい号数がございますので、見比べていただければと思います。この資料についてはまた追ってご説明いたします。裏面を見ていただきますと、天候等の理由により3件ほど中止となった山行がございました。

学校行事については、1件の予定がありましたが、台風19号の関係で中止になっておりますので実施したものはございません。

こちらと併せて、前回、登山の実績をご報告した参考資料(資料1関連)の表があります。「高校生の登山の実施状況について」、平成30年度と令和元年度の前回報告までのものです。こちらは第1

回検討委員会で報告したものに、登山アドバイザーの帯同状況を加えております。前回、こういった資格、帯同状況なのか詳しく知りたいというお話がございましたので、そこを加えた資料でございます。山行については前回既にご報告したところでございます。

登山アドバイザーについては平成30年度から制度化しておりますので、平成30年度と令和元年度の前回報告までの資料が入っております。記入の内容は、人数と資格、要件の号数をそれぞれの資料に書いております。夏休みが入って、夏山登山ということで2ページ以降にかなり北アルプスや南アルプス等も出てきておりますので、ガイドが付いている案件が多くなっています。

資料1については以上になります。

【委員長】

ありがとうございました。討議は一括してやりたいと思いますが、今の報告に関して質問がありましたら先に受け付けます。よろしいですか。

それでは、議事次第の報告の「(2)登山アドバイザーの要件として定める山岳関係の資格について」と「(3) 那須雪崩遺族有志から照会のあったアンケートへの回答について」、一括してご報告をお願いいたします。

【スポーツ振興課長】

報告事項(2)と(3)について併せて報告させていただきます。

報告「(2)登山アドバイザーの要件として定める山岳関係の資格について」ご説明いたします。資料2を御覧ください。まず、上の枠内にあるアドバイザーの基準につきましては、登山計画作成のためのガイドラインにあります登山アドバイザー派遣事業実施要綱に定めてある登山アドバイザーの基準でございます。第2号から第5号につきましては具体的な資格が記されております。

次の表は、登山アドバイザーの基準となっている資格別に活動エリア等を示したものでございます。この表の一番上にある資格名は略して表記しておりますが、登山ガイドステージIから右に進むに連れて国際山岳ガイドまで取得の難易度が上がり、表の下に○印が記載されておりますが、可能となる活動エリアが広がっていくことがわかるかと思えます。基準に定める中で最も取得の難易度が高いものは、国際山岳ガイドとなっております。表の一番右側にある上級指導員、現在はコーチIIとも呼ばれておりますが、こちらは管理機関が日本スポーツ協会、日本山岳ガイド協会の各資格との比較が難しくなっておりますが、資格取得のための主な登山歴等から考えますと、各種ガイド資格と遜色なく扱われるべきものと認識しております。なお、上級指導員(コーチII)につきましては、資格取得の試験科目から比較しますと、登山ガイドステージIIと同等程度であることがうかがえます。また、表の一番下にある「派遣事業における該当人数」の欄には、この2年間で該当した登山アドバイザーの人数等を記しております。資料裏面は、活動エリア等に書かれている表記の説明になります。参考資料として記載の用語の説明となりますので、併せてご確認いただければと思います。報告(2)については以上でございます。

続きまして、報告「(3) 那須雪崩遺族有志から照会のあったアンケートへの回答について」説明いたします。資料3を御覧ください。こちらは、既に那須雪崩遺族有志の皆様が11月下旬に回答させていただいたものでございます。アンケートは、平成27年度時点において登山部または登山同好会があった19校を対象に集計しております。なお、2の①の部員数、2の④の部員数の推移につきましては、4ページの別紙1に記載しております。

続きまして、2ページ3の顧問に関する質問につきましては、5ページの別紙2の一覧表にまとめ

ております。ご確認いただければと思います。

報告は以上でございます。

【委員長】

ありがとうございました。今の報告（２）と（３）についてご質問はございますか。

奥委員どうぞ。

【奥委員】

先ほど示していただいた「高校生の登山の実施状況について」とかぶる質問になるのですが、この中で、登山アドバイザーの帯同で、要件として第6号、第2号、第5号といったことを示していただいたかと思えます。今示していただいた中では、各資格について、こういった山域を想定したものということで「可能となる活動エリア等」が示されているかと思えます。これについては、帯同していただいた者の資格と実際に登った登山がちゃんと合致するものだったかということを確認されているかと思えますが、どのような状況でしょうか。

【学校安全課長】

学校安全課からお答えします。

資料2のアドバイザーの資格要件の中で、取得難易度が一番低いのが登山Ⅰのグレードになるかと思えます。今回の実績を御覧いただければと思いますが、ついたところは那須岳、雨巻山となっておりますが、ともに登山Ⅰのグレードでも十分対応し得る山域かと思われまし、季節的にもそういったところに入っているかと思えます。

【奥委員】

夏山では北アルプスとおっしゃっていましたが、そういったところに関してはどうだったのですか。

【学校安全課長】

北アルプスの場合は、全て通常の一般ルートになっておりますので、登山Ⅰのグレードでも十分対応し得る山域となっております。

【委員長】

北アルプスというのは、資料のどこになりますか。

【日野委員】

送っていただいた中では、何人か高山病になった生徒がいたが、アドバイザーによって事なきを得たという報告があります。そういう点では、アドバイザーがいると急遽の高山病に対してもうまく対応している。

【委員長】

日野先生、資料のどれを見ているのですか。資料1関連ですか。

【日野委員】

そうです。参考資料（資料1 関連）を読ませていただきましたら、何人かがアルプス系の高い山に行って高山病になったという報告がありました。この時はアドバイザーがいたので、それに従って大事に至らなかったという報告があります。

【委員長】

何ページを見ておられますか。

【学校安全課長】

7ページ、平成30年度の25番、真岡女子高等学校です。富士山の時に高山病気味の生徒が出て、「アドバイザーの助言、対応により無事に下山した」という経緯がヒヤリハットにあります。20番もあります。

【委員長】

25番、真岡女子高校の富士山登山ですね。わかりました。

【日野委員】

平成30年度実施分で、20番の真岡高校の甲斐駒ヶ岳、21番の真岡女子高校の甲斐駒ヶ岳・仙丈ヶ岳で、高山病になった生徒がいたが、アドバイザーによって事なきを得たという内容のことが書いてあります。

【委員長】

今、日野委員がおっしゃっているのは、6ページのNo.20、No.21ですね。

【日野委員】

はい。そのあたり、高山病でもアドバイザーがいたのでとなっていました。アドバイザーがいると大分違うのだなということで読ませていただきました。

【委員長】

ほかにご質問はございますか。事務局から補充はありますか。いいですか。

4 議事

【委員長】

それでは、討議は一括してやりますので、「4 議事」の「(1) 登山活動の特質を踏まえた安全策の検討について」、事務局のご報告をお願いします。

【学校安全課長】

学校安全課から、資料4、資料5を使ってご説明したいと思います。

資料4は、前回10月の第1回 高校生の登山のあり方等に関する検討委員会で議論された主な論点と対応の方向性ということで、事務局で整理させていただいた資料でございます。

まず「1 総論」ですが、前回の議論を事務局なりに総括しました。簡単にご説明しますが、「学校教育活動における登山活動は、生徒の主体性や協調性、その他、成長していく上での教育的意義を有するものと認められるが、他の部活動と比較し、特殊性・特異性を有するものであり、生徒の安全を確保するためにはこれらの特殊性・特異性を極力排除することが大切である。逆に、排除ができないのであれば、登山活動は行うべきではない。こうした特殊性・特異性を排除する一つの対応策として、高度で専門的な知識や技術を有する外部人材の活用が、現状の学校教育活動下の登山活動においては有効だ。」という議論があったのかなという形でまとめたところでございます。

総論の中で書いてある部分については、2の各論で細かく整理しておりますが、大雑把なところだけご説明して、中身は見ていただければと思います。

「(1)登山活動の教育的意義」については、先ほども言ったように、人間関係の構築等により、基礎的能力や人間形成の面でも非常に有効。自然の豊かさや、リスクマネジメントの習得にもつながるといふことかと思えます。

「(2)登山活動の特殊性・特異性」は、管理された環境ではない自然環境下での活動であり、十分なリスク管理が必要であって、顧問にはその力量が求められるということです。学校外での活動のため、保護者やほかの教員等の目が届かない場所で活動されるということがありました。

「(3)学校部活動における顧問配置の現状」は、必ずしも専門的な技術や知識を持った者を顧問に配置できる状況にないということ。これは全国共通の現状でございます。

「(4)登山活動の特殊性・特異性を排除するために(対応の方向性)」として、顧問が十分な指導力を身に付けていくこと。顧問の力量だけに頼らず、専門性の高い知識や技術を有する外部の者の指導を受ける仕組みの必要性も言われていたところかと思えます。それ以外に、顧問の負担を考えると、学校部活動そもそものあり方を見直して、学校部活動とは異なる形での活動も検討が必要ではないかということが、前回は出たかなと思っております。

これらを踏まえまして、次に資料5で、事務局の今後の安全策の提案という形でご説明申し上げたいと思います。先ほど説明したとおり登山活動には特殊性があるということで、この特殊性を可能な限り排除するため、県立学校の登山については原則登山アドバイザーを帯同させる形にしたいと考えております。それ以外に、そもそも学校教育活動における登山活動・山岳部活動のあり方については、引き続き本委員会でご議論いただければと考えているところでございます。

登山アドバイザーの帯同につきましては、今年6月から試行的な帯同という形となります。本来は昨年度から始めていまして、帯同すべき山を指定した上でその山については帯同させていたのですが、原則帯同を今年6月から実施しているところでございます。原則帯同を試行した中で、本来のガイドラインでつけなければならない山以外にアドバイザーがついた件数は、県内で8件、県外で6件ございました。この詳細は「別紙」にございますので、簡単にご説明したいと思います。試行的帯同ということで、6月からこの12月までとりあえず実施しておりますが、県内では8件ございました。具体的な山は、下にあるとおり鹿沼の岩山、日光の鳴虫山、日光の白根山、那須町的那須岳、芳賀町の雨巻山でございます。8件のうち3件は中止となっております。県外では、群馬県の赤城山、福島県の安達太良山、北アルプスの涸沢もテントサイトまでで山までは行っていません。取組の成果として、4の(1)にありますとおり、指導する側の目が増えた、いろいろな意見がもらえる、より正確なルート情報が得られる、下見が困難な場合もアドバイザーからいろいろなアドバイスがいただける、万が一の際にロープワーク等で支援が期待できるという形で、ポジティブな評価を顧問の先生等からいただいております。それ以外にも、アドバイザーからいろいろな技術面での指導を生徒たちや顧問にもいただいた。顧問に対する指導については「(3) その他成果」でも書い

ておりますが、顧問の資質向上にもプラスの評価があったという形で、試行的帯同についてはポジティブな評価をいただいているところでございます。

一方、「(5) 課題」で書かせていただきましたが、前回の検討委員会でも話が出ましたが、特に県内の場合、アドバイザーの確保に苦勞している状況です。あとは事務処理の問題等がございますが、総体としては非常に高い効果が期待できるということがあったのかなと思っております。

それを踏まえて、資料5「3 対応策」でございます。これらの状況を踏まえて、冒頭に申し上げましたとおり、顧問のみによる登山の実施はなるべく避けて、リスクを抑える形で、登山アドバイザーを原則帯同と方針を変更したいと考えております。(2)に現行を書いております。文章だけ読むと違いがちょっとわかりにくいのですが、現行は、あくまでも登山ガイドラインの中で指定した山に行く場合はアドバイザーを帯同させましょうということで、北アルプスや南アルプス等の山が指定されております。変更後は、県内外を問わず、原則として全ての登山において登山アドバイザーを帯同させることにしたいと思っております。

ただし、例外的な措置として、具体的には低山ということで書いてありますが、太平山や、キャンプやレクリエーションの一環で行くような登山もございますので、その辺についてはアドバイザーの不帯同を登山計画審査会が認めた場合はアドバイザーなしでも登れる形に、できればしたいと考えております。具体的な不帯同でもいい山については、恣意的な運用を避けるために、個別に山とルートを登山計画審査会のご相談を経て指定した上で、対応していきたいと考えているところでございます。

続きまして裏面でございます。先ほど申したとおり、アドバイザーにつきましては、特に県内については人材確保で問題がございますので、山岳関係団体等にもご協力をお願いしていきたいと考えております。登山アドバイザーの帯同については登山計画策定のためのガイドラインの中に規定がございますので、ガイドラインの改訂を年度内をめぐりに実施したいと考えております。ガイドラインの改訂に当たりましては、登山計画審査会で委員の皆様の意見を聞きながら改訂作業を進めているところで、今週末の2月21日に第6回の審査会がございますので、そこでまたご議論いただいた上で3月中には改訂し、4月から施行したいと考えております。

4番は、さらにそれらを踏まえた今後の対応でございます。「(1) 現状下における対応」は、先ほど申し上げたとおりアドバイザーの対応を考えております。「(2) 中長期的展望」として、さらに加えて、現在の学校部活動における登山活動以外の形態における山岳活動のあり方についても、部活動のあり方といった大きな問題ともつながってまいりますので、全国的な動向等も踏まえながら、引き続き本委員会においてご議論いただければと考えているところでございます。

5番は、その他です。ガイドラインは年度内に改訂すると申し上げましたが、アドバイザー以外の項目についても改訂を予定しております。主な項目として、夏山登山における残雪等の通過の取扱いや、行動時間の縛りの規定や、登山結果の公表についての明文的規定の追加といったことも、併せて改訂したいと考えております。

顧問の資質向上のための講習会については、これまでも実施しているところですが、引き続き来年度以降も、記載のとおり研修会の実施を図っていきたいと考えているところでございます。私からは以上です。

【委員長】

ありがとうございました。この点につきましては、委員の中から事前に資料が提出されておりますので、順にご報告をお願いいたします。毛塚委員の資料が資料6でございますので、説明をお願い

いできますか。

【毛塚委員】

毛塚です。資料6について説明申し上げたいと思います。

今お話があった教育委員会の「今後の安全策について」とは中身も方向性も違うと思いますので、そういう意味での提案でございます。今県から出た資料の「基本的な考え方」に、「アドバイザーを積極的に活用することが最善の安全策である」と書いてありますが、これにはちょっと同意できないところがございます。同意できないというか、私の考えているものとは少し違いますので、資料6で説明させていただきます。

1回目の検討委員会の時に、現在の顧問が指導する山岳部のあり方はさまざまな問題と課題があるということをお話ししました。高校の先生が顧問となって、顧問が山に連れていく時の事前調査、計画、実施全てを行うシステムではなくて、学校の部活動から切り離して、専門家チームが指導する新しいシステムが必要であるということを、第1回目に述べたつもりであります。しかし、新しいシステムの構築にはある程度時間が必要だと思っておりますので、今回は現状で実施可能な、顧問だけに頼らないシステムについて提案を申し上げたいと思います。

2の意見1を御覧ください。今回の事故は、講習会の講師である顧問教諭3名の判断が大きく関わっています。顧問だけの判断ではなくて、できるだけ多くの専門家が、事前調査、計画、指導にかかわれるようなシステムをつくるのが事故回避・再発防止になると考えておりますので、具体的に提案を申し上げます。

県教委へのお願いです。県教委は、専門家チームを立ち上げて、県内の高校生の山岳の希望者を一堂に集め、専門家チームが企画から運営まで行う新しいシステムを構築し、より安全な登山活動を提供していただきたいと思っております。この新しいシステムの良さは、責任のとれる県の教育委員会と県内外の山岳関係者とが連携するものですので、学校と民間の協同で行われて、それぞれの良さが発揮できるものであると思っております。また、県内の希望者を一堂に集め専門家チームが指導するというものですので、それぞれの学校の顧問の力量による指導差はなくなってくるはずですので、さらに、参加生徒の技術や体力に合った活動を提示できると思っております。そして、参加者は希望制になると私は考えていますので、本人や保護者の判断が入る余地ができてきて、登山の危険性への認識が深まると思っております。

学校へのお願いです。1つのお願いは、校長は、次年度以降、登山部の部員募集は中止をしていただきたいと思っております。その理由は、生徒と教員が命を落とす危険のある部活動を、現在のやり方で継続する必要はないと思っているからです。募集中止をお願いするのは、県内61校ありますが、実際に山岳部があり今部員がいる12校と、休部になっている2校の14校の校長先生方へのお願いです。ある校長先生が、本事故で学校も被害者であるという発言をなさいました。私たちからすると、事故の責任から目をそらして被害者であると考えている学校が今後も登山活動を継続していくことは、遺族としては承服しかねます。校長先生への2つ目のお願いです。校長は、現部員の活動のために、県教委が専門家チームによる新しいシステムを構築したならば、そこに参加できるように生徒たちにご指導をお願いしたい。校長先生方への3つ目のお願いです。顧問配置についてです。校長は、教員の登山経験や指導力を精査し、適切に指導できるかを見極めた上で、本人の希望を尊重し、配置していただきたいと思っております。その最も大きな理由は、生徒と教師の命を守ることが必要だからです。登山経験の浅い者であっても、研修や経験を積めば適切に判断できるようになるだろうという、私からすれば楽観的な認識で、顧問を決定し、配置しないでいただきたい。特に、希

望しない者や危険性がよくわからない未経験の若い教員等を穴埋め的に配置していると私は思っているのですが、そうであったとすれば、それはやめていただきたい。校長先生方への4つ目のお願いです。現在の山岳部員については、学校は、現部員やその保護者に対して、登山の危険性、年間計画や、どういう狙いで登山を行うのかということも含めて事前にお知らせして、さらに生徒が入部継続の意思があるのかを毎年確認していただきたい。やっているのかどうかはわかりませんが、一旦入ったらそのまま山岳部というのではなくて、それぞれ毎年、入る方また入っている方も含めてそういう説明をお願いしたい。

教員の先生方へのお願いです。教員の先生方は、安易に登山部の顧問を引き受けしないでください。顧問のなり手がいないということで、校長や教頭など管理職から打診されたとしても、自信のない教員は絶対に引き受けないでいただきたいと思います。それは、この事故は30年近い顧問経験者数名がかかわって起きた事故だからです。顧問の先生は、最悪の事態に対応できる技量や経験があるか、指導者としての自分を厳しく評価した上で引き受けさせていただきたいと思います。

高体連の方へのお願いです。高体連登山専門部は、この春山安全講習会もそうですが、校外での講習会を次年度以降は中止していただきたい。そう願う理由は、高体連登山専門部は、本事故の責任が自分たちにあるという認識が、私からすると非常に希薄です。現在に至っても、真摯な反省と組織課題の改善等はほとんど遺族には提示されておりません。また、トップは任期が終了すれば全く責任をとらなくてよい仕組みになっています。そのような組織が生徒の命を預かる登山活動を行うことを、私は容認できません。

意見2です。これは新しいシステムとは別のお願いです。調査についての依頼です。2つあります。1つは、登山が盛んな海外、私はどこが盛んなのかはつきりわかりませんが、そういう外国で高校生等はどのように登山を学んでいるのか。日本国内だけを問題にしないで外国の例を引き出してほしいのですが、特にその場合にどのような資格を有した指導者が指導しているのか。これは私たち個人では調査ができないので、県教育委員会の組織を使って調査していただきたい。多分、専門にこういうことを研究されている方もいると思います。2つ目です。現在山岳部のある学校14校へのお願いです。14校では、①次年度も登山部員の募集を行うのかどうか。②行くとすればどのような理由によって部員の募集を行うのか。③どのような方法で募集するのか。これらを調査していただきたい。

意見3「アンケートのまとめ」です。別添資料1を御覧ください。詳しくは述べられませんが、ポイントだけ述べていきます。1の学校数の問題です。昭和58年から昭和60年までは、登山専門部の部報に基づいて並べたものです。(掲げて見せながら)これです。登山専門部がつくっている部報の創刊号です。皆さんこれを見ていただくとわかりますが、雪山の写真が出ている。この時は文部科学省で雪山登山は禁止と言っているのに、創刊号の一番はじめに雪山の写真を出している。この感覚は信じられないのですが、2号も似たようなものです。創刊号と2号、3号を登山専門部にいただいているので、それも付け加えて資料はつくってあります。図1を御覧ください。昭和60年に31部あった登山部が、現在は12部になっています。約30年間で19校がなくなりました。当時と比べると4割しか残っていないのが現状です。図2を御覧ください。部員数は、昭和58年が353名で一番多かった。その前はもっと多かったかどうかわかりませんが、私の持っている資料では353名が一番多い。現在はアンケート結果から195名と出ています。5割程度に減っています。減り方を見ると、直近の平成27年から5年間の減り方は、36年間の減少率よりも高くなっています。図3を御覧ください。図3は、資料に基づいて顧問数と部員数を表したものですが、大きく2つのグループに分けられると見ました。部員が15名以上いるグループが8校あります。4名以下の

部員のところが4校あります。一番少ないのは、3名の部員に対して2名の顧問がついているという現状です。非常に格差があります。4を御覧ください。現在、廃部、休部、募集中止の理由について横に書き出してあります。部員がいなくなったために廃部や休部となっているのが大部分です。5の顧問のところを御覧ください。アンケート結果の顧問歴からグラフ化したものです。新任の顧問が13名います。全部で37名ですから約35%、3分の1以上が新任です。さらに、5年以下が総数を考えると21名で57%。約6割が5年以下の経験しかない顧問という形になります。県教委が一人で引率可能としている5年以上の経験に当たる顧問は16人しかいない。6年以上となると12人です。そうすると12校ある学校に1名配置するのがやっとの現状です。アンケート結果から、このように私たちは考えました。

レジュメの一番はじめにお戻りください。5の意見4です。第1回目の時に配付された「学校安全のための取組の実施状況」への質問です。時間がないので細かな説明は省きますが、資料として添付させていただいています。後日、回答いただければありがたいと思っております。

以上です。よろしくお願いいたします。

【委員長】

ありがとうございました。続いて、奥委員の資料7ですが、パワーポイントを使われるのですね。事務局、準備をお願いします。

【奥委員】

那須雪崩事故遺族の奥です。それでは、私の「高校山岳部のあり方」について説明させていただきます。

まず、山岳部は他の学校の活動とは異なるということを認識しなければならないと考えます。他の部活動は、安全性は教員の力量によらず、顧問教員が代わったとしても、チームが弱くなるくらいで安全性が大きく変わることはありません。さらに、保護者や他の教員の目の届く校内や体育館で実施されており、顧問教員が危険なことをしたとしても、ほかの大人の目がありますのでとがめることができると考えます。さらに、そういった迅速に救護が可能な場所で実施されておりますので、万が一の事故や怪我に対しても迅速に対応が可能です。

それに対して山岳部は、安全性は教員の力量によるところが大きく、力量のある顧問が他校に転出したりすると、安全性が大きく損なわれるといったことがあり得るかと思えます。さらに、保護者や他の教員の目の届かない山域で実施するのが主な活動ですので、顧問教員が危険なことをしたとしても、誰もほかの人は見ていなかったり、何だったら、事故が起こったとしても前にあったように隠蔽すら可能な状況かと思えます。という場所ですので救護の手も届かず、迅速な救助が困難であるといったことが、他の学校活動とは大きく異なることです。

さらに、登山活動として見たとしても異質で問題点が多いと考えます。登山活動としての問題点は、参加者の大半が高校生ですので、登山歴0～2年半の初級者であること。引率者がアマチュアの教員であること。学校行事として実施可否を判断しがち。これは例えば学校が集まって合同で登山するような場合は、せっかく集まったのだからちょっと天気は悪いが登山を実施してしまおうといった判断をしがちであることを言っています。さらに、インターハイや関東大会といった大会がありますのでどうしても競技性を求めてしまい、競争心を持ってしまうことが問題点として挙げられます。

さらに、那須雪崩事故からの教訓としては、登山歴30年超のベテラン教員が事故を引き起こした

ということで、そもそも教員が引率することに対して疑問を呈さざるを得ません。さらに、登山計画の審査を長年免れていた。過去にあった同様の雪崩事故が隠蔽されたという事実がありますので、隠蔽体質だったことも否めません。さらに、講習会の主催者である高体連、部活動の主体の学校の責任者は事故直後に定年退職されて、何ら責任をとっておられません。ですので、こういった責任をとらないような団体にこのような危険な活動を任せていいのかといったところにも疑問を感じます。

さらに、現状、教員に過度の負担と責任を負わせている事実もあります。登山の素人である教員が登山を引率しております。さらに、先ほど毛塚委員からありましたが、新任顧問と顧問歴5年未満の教員が過半数を占めております。顧問歴0～4年の教員が57%を占めており、その中のさらに35%は新任顧問であり、顧問経験がない方が今年度の山岳部の顧問をされております。さらに、30人以上の部員を抱えている学校もあり、その対応に4～6名もの顧問教員が充てられているといった事実も明らかになりました。

こちら（右下）は各学校の部員数と顧問数を表したグラフになりますが、30名以上の部員を抱えた学校があり、これくらいの登山になりますと、部活動というより学校登山、学校行事といっているくらいになるかと思えます。そういった大規模な登山に対して安全を確保するためか、4～6名もの顧問が充てられているというのが実態になります。顧問経験の少ない教員が大半を占める中、こういったことで安全が確保できるのか私は疑問に思えます。さらに、顧問経験の少ない教員に講習という形で教育を行い力量を上げ、さらに登山に対して多数の人員を充てることで安全確保がなされているというのが現状かと思えます。これはこれで大切なことかと思えます。

しかし、教員の本質は何なのかということを考えるべきだと思います。登山を引率することが教員の仕事なののでしょうか。このような過度な負担を強いてまで実施すべきことなのか、どうしてもやはり疑問を感じてしまいます。ですので、果たして学校に山岳部は必要なののでしょうか。こういったことを議論し、どのようにすべきか考えるべきだと思います。山岳部の活動は学校の活動としては特殊なものであるということは認めざるを得ません。アマチュアである教員が引率して登山の安全が確保できるのか疑問に思えます。教員にこのような過度な負担と責任を負わせてまで山岳部の活動は実施すべきものなののでしょうか。そして、これまで何人の生徒と教員を犠牲にしてきたのでしょうか。そういったことを併せて考えるべきだと思います。

しかし、高校山岳部にも当然意義とメリットはあります。前回もそのようなお話をいただいております。意義としては、人間と自然との関係を学び、安全・環境教育にも役立つ。合同登山や大会を通じた他校との交流といったことが、意義として挙げられます。さらに、登山の基礎知識が体系的に学べるということも大きな意義だったかと思えますが、今回の事故を通じて感じるのは、教員は中途半端な知識と経験によるアマチュアであり、そのアマチュアがさらに経験の少ない高校生を指導しているのが実態であり、これを意義として挙げるができるか、私は疑問に思えます。

メリットとしては、部活動として実施しますので、安価で手軽に始められる。さらに、学校の管理下での活動ですので、スポーツ振興センターの災害共済制度を利用可能ということもあり、これによって万が一の事故や怪我に対する補償や保険ということで安心がある。これらも大きなメリットかと思えます。さらに、初心者や初級者でも安全に登山ができることもメリットだったかと思うのですが、これも、この事故によって顧問の資質によって危険性が増大するという事実が明らかになりましたので、メリットとして挙げるのはどうかと思えます。

こういった問題点、特殊性、意義やメリットといったことがあります。それでも山岳部の活

動を継続するというのであれば、山岳部の特殊性と問題点を認め、それらを排除する努力をすべきだと思います。そしてその努力はずっと継続して続けていくという心構えが必要だと思います。

山岳部の特殊性を排除するためには、教員に頼らない体制。一定の基準以上の力量を持った引率者、指導者。可能な限りの情報公開。競技性の排除。責任の明確化と責任をとれる組織が登山活動を主催。こういったことが必要であると私は考えます。

そこで、今回私は提案させていただきます。高校生が安全に登山活動を実施できる「とちぎモデル」というものを構築すべきだと考えます。そして、この検討委員会の場を、この「とちぎモデル」をどのようなものにするかといったことを討議し検討する場にすべきだと私は考えます。きょうこの場でほかの委員の方にもこういったことに賛同いただければ幸いに思います。

私の考える「とちぎモデル」というのはどういったものかといいますと、教員に頼らない制度。専門団体の資格を持った引率者による登山。登山計画の厳格な審査。県が主体・主催者となった登山。安全を管理する委員会の設立と継続的な改善の制度化。こういったことが必要かと思えます。

これらのことが一気にできるとは考えておりませんので、ステップを踏んでだんだんとつくり上げるべきと考えます。そして、一定の水準に達したものを「とちぎモデル」と呼んで全国に発信すべきだと考えます。しかしこれで完成ではなく、安全に終わりはないので、改善を続けるために継続的な改善の制度化といったことも重要だと考えます。これらについて順を追って簡単に説明いたします。

まず STEP-0 として、現行制度でできることを実施すべきと考えます。現行の登山計画審査会、登山アドバイザー派遣制度などを利用し、できる限りの対策を実施すべきと考えます。項目としては、登山計画の全件審査必須化。登山活動への登山アドバイザーの帯同必須化。登山計画と登山実施結果のホームページ上での公開。インターハイ、関東大会出場校の公募・抽選制の導入といったことが挙げられるかと思えます。幾つかの点に関しては、遺族と教育委員会さんとは既に話をしておりまして、実施にかかっている項目も多数あります。さらに、先ほど提案いただいた改善案として、登山活動への登山アドバイザーの帯同必須化は来期からやるというお話をいただいていますので、かなりのところで STEP-0 のことはできているかと思えます。インターハイ、関東大会出場校の公募・抽選制の導入というのは、私のアイデアだけなのですが、登山の競技性をなくすことを目的としていますので、手法についてはいろいろ討議して決めるべき項目かと思えます。

さらに、STEP-1 として、登山活動及び引率にかかわる事項の制度化をすべきだと思います。これはどういうことかといいますと、登山活動の指導・引率を担当する登山コーチを制度化すべきと考えます。現行の登山アドバイザーと何が違うかといいますと、専門団体の資格に基づき、しっかりと登山引率者の要件を明確化すべきと考えます。どういった山かは先ほど資料で一部山岳ガイドについて示されましたが、どういった山であればどういった引率者が必要であるかしっかりと要件を決めて、ちゃんとした資格を持った方に引率してもらうべきだと考えます。そして、登山コーチと顧問教員で役割を分担し、顧問教員の役割は山岳部の活動の教育的見地からのマネジメントに限定すべきと考えます。そして、県が主体となり登山コーチ派遣を制度化して学校の負担を減らすべきだと考えます。

これと話はちょっと違いますが、加えて、登山活動にかかわる許容リスクを設定し、高校の登山ではどの程度までの登山に関するリスクを許容するかを決め、活動内容と範囲を明確化すべきと考えます。その活動内容と範囲に基づいて、登山教育プログラムの再整備と実践が必要です。

さらにインシデントの報告を義務付け、今のヒヤリハットの報告だけではなく、しっかりと安全対策に活用すべきで、そういった制度を構築すべきと思います。

登山の引率要件の案としては、このような形です。私はこういったところはどのような要件かわかりませんのでざっと書いてあるだけなのですが、日本山岳スポーツクライミング協会の資格だったり、日本山岳ガイド協会の資格だったり、あとは活動内容で、こういった山に行くか、こういった山域に行くかというものと、資格をちゃんと照らし合わせた引率要件をつくり、こういった資格がある方がしっかりと引率する体制をつくるべきと考えます。

さらに、高校山岳部としての許容リスクを決定し、活動内容と範囲を明確化すべきと考えます。これはよくあるリスクマネジメントの表になるかと思いますが、横軸は事故が起きる可能性、縦軸は事故の重大性や怪我の大きさになります。こういった中で高校の登山部での活動をどこまで許容できるか。重大災害があるようなことはなかなか許容できないと思いますが、そういったことをこのようにABCDEといったランク付けをして、どこまでの活動であれば高校の登山で許容すべきといったことを議論し、それに基づき活動範囲や行ける山を決定すべきだと考えます。

さらに次のSTEP-2として、登山活動の主体変更。これは登山や登山講習を県または県が主催し、責任がとれないところが主体ではなく、ちゃんとしたところがやるべきだと思います。これの実現性は私はよくわかっていませんが、現状でも県の自然環境課が登山教室という形で公募して登山を実施しているという実態があるかと思いますが、それと同様の形で登山が実施できるのではないかと考えています。そういったものに各学校の部活動が参加するような形にすれば、主体を変更したまま部活動という形で実施可能かと考えています。さらに、そういった形となって県が主体となれば、部活動でやる意味も意義も大分薄れるかと思いますが。各個人で参加するような形で、山岳部の地域クラブ化が可能だと思います。その時には顧問教員も資格を持ったコーチとして参加すれば、学校とのつながりを持ったまま実施できるかと思いますが。

その時に問題になるのは、万一の事故や怪我の時の補償だと思いますが、スポーツ振興センターの災害共済制度に代わる保険制度を県が創設すれば、そういった問題も解消できるのではないかと思います。私が考えているところはここまでですが、それ以降もこの登山のあり方の検討会を発展させ、登山の安全性にかかわる改善を継続的に実施・チェックするような委員会をつくり、ちゃんと監視しながら、登山の安全改善を継続的に実施していくべきと考えます。以上です。

【委員長】

ありがとうございました。それでは、佐藤委員が用意された資料8がございましたので、お願いいたします。

【佐藤委員】

佐藤です。よろしく申し上げます。資料8を御覧いただきたいと思います。

まず最初に、山岳部の特異性ということでもた載せさせていただきました。私は、那須雪崩事故は人災だと思っております。登山歴30年を超えるベテランの顧問でも事故を起こしたということです。本来、登山とは山を楽しむものであると考えております。事故が起きた背景の一つとして、登山の競技性による競争意識や、顧問の技量があると思います。今後も山岳部としての活動を続けていくのであれば、安全性の追求と責任がとれるシステムづくりが必要かと考えます。登山大会での競技性(特にタイム計測)の排除、山岳部顧問の問題について、2つほど提案させていただきます。

まず1つ目、登山大会での競技性の排除について。これは主に高体連登山専門部です。

高校生の登山競技は、安全登山に必要な技術及び体力の定着といった観点から実施され、体力、歩行技術、装備、設営・撤収、炊事、天気図、自然観察、救急、気象、記録・計画、読図、マナーの各項目で審査されているようですが、その中でも特に体力についての点数配分が高く、登山のスピードを競うことが勝敗を分けているのが現状だと思っています。無理してでも速くゴールしたパーティが高得点となることが果たして安全登山といえるのでしょうか。コースには適正なタイムがあると思いますし、その日の天候やコースの混み具合を考慮して登山することの方が安全登山と言えるのではないのでしょうか。

また、那須雪崩事故は、安全第一の意識というよりも、競争意識から危険性の高い斜面へと踏み込んでしまったことが原因と私は考えています。今後も登山大会を開催するのであれば、スピード競技を完全に排除し、安全登山に必要な技術面に限定すべきと私は思います。

2番の山岳部顧問についてです。これは一部毛塚委員、奥委員とかぶるところがあるのですが、部活動としての登山が特殊であることから、登山経験の少ない顧問歴5年未満の顧問が多いということは先ほどの説明でわかったかと思います。知識不足や経験不足は否めません。技術的に指導できず不安を抱いている顧問も少なくないのではないかと考えていますし、山岳部の顧問をそもそも望んでやっているのか甚だ疑問に感じております。

現在、山岳部が登山する場合は、学校・顧問等が計画し、登山審査会の審査を経て、登山アドバイザーを帯同させ実施することになっております。これは先ほど一定の成果があったということで説明を受けていますが、今後、私は、部活動指導員という制度があるようなので、それらを利用し、山岳部の顧問を外部の専門家「部活動指導員」に任せ、担当教諭は連携・協力する体制にすることが望ましいと考えまして、提案したいと思います。

また、競技性を持つ登山活動については、高校の部活動とは切り離して、スポーツ少年団等地域のクラブチームで活動することが望ましいということで提案したいと思います。その下に現時点と提案する体制を載せてあります。

現時点では、顧問が教諭であり、登山の計画立案、引率。登山アドバイザーは登山時の帯同時の技術指導、安全確保となっておりますが、専門知識を持たない教員が顧問を務めるケースが多く、専門研修への参加や技術指導など教員への負担は大きいと考えております。また、登山引率時の責任は顧問である教諭であり、登山アドバイザーではないということであり、実際に事故が起きた場合はどうなのかという疑問が生じております。

今度は私が提案する体制ですが、顧問は部活動指導員に任せ、その顧問が計画立案、引率、技術指導、担当教諭との連携を図り、教諭は山岳部の顧問ではなく担当ということで部活動指導員に協力、日常的な指導に限定すべきと考えます。専門的知識がある部活動指導員が顧問となることで、質の高い指導ができることと、担当教諭の負担が軽減されるとともに、専門知識がそれほどなくても部活動担当ができると考えております。

これらは奥委員が説明したSTEP1に近いのかなということで、今後、これらをもとにさらに発展させ、専門家チームができ、毛塚委員が提案した形と「とちぎモデル」の一つとなればと考えております。以上です。よろしくお願いいたします。

【委員長】

3委員の方々には立派な資料をどうもありがとうございました。データも含めて大変参考になると思いながら聞いていました。3委員からの報告がありましたので、私から事務局にお願いがございます。

まず、毛塚委員の資料6、2ページ目「調査の依頼」というところで、海外ではどうしているのかというお尋ねがありました。これは今日明日というわけにはいきませんが、しかるべき機関に問い合わせるなどして一度ご検討いただきたいと思います。

部活動のあり方との関係で今、佐藤委員から、部活動指導員が引率していた時の責任主体についてもお尋ねがありましたので、これも事務局から答えていただけますか。

それと、毛塚委員の資料6の2ページ目「調査の依頼」の(2)で、部員の募集という話が出ましたが、私の知っている範囲でいいますと、部活動というのは生徒の自発的・自主的活動で、募集するという性格ではないように思います。ただ、都道府県や市区町村によると、部活動は強制加入でどこかに入らなければいけないというところもあり、自治体によって体制も違います。栃木県はその辺はどうなのか。募集ということが前提としてあるのかということも含めて説明してもらえればと思います。

それから、競技性のところが佐藤委員からも奥委員からも指摘がありました。今回の事故は講習会中の事故であって競技会中ではなかったとっていたのですが、事故の原因との関係で競技性という指摘もあるので、どのようにお考えなのかということと、実際にインターハイ等で栃木県はかなり上位の成績をいつも占めていると聞いておりますが、競技中に特に事故が多いという傾向があるのでしたら、それも補充で報告していただきたい。私からの追加説明の要望は以上です。準備することが必要かもしれませんので考えておいてください。適当なところで準備ができたら言っていただければと思います。

それでは委員の皆さん、今、事務局に私からも宿題をお願いしましたが、質問や意見がございましたら挙手をお願いします。日野委員どうぞ。

【日野委員】

資料4を御覧ください。資料4の総論でまとめていただいています。山岳の「特殊性・特異性を」「排除」となっていて、排除できなければやめるべきとなっています。この「排除」は、第1回の時に戸田委員がいろいろなリスクのことを話して、「特殊性の中のリスクを排除する」という意見を述べられています。それが恐らく「これらの特殊性・特異性を極力排除する」となっています。

第1回の時に戸田委員はこう言われています。「死亡や障害が残るなどの生活や生命にかかわるリスクを排除すること。排除するようなプロセスや対策を二重三重に講じて安全確保することが大事なのだ。そうしないで簡単に死んでしまう」云々で「受け入れ難い不可能なリスクをないようにするため」ということを、大分長い意見の中で言われています。

事務局はそれを読んでいただいていると思いますが、この場合はこう変えていただければと思っています。2行目のアンダーライン、「教育的意義を有するものと認められるが、他の部活動と比較し、特殊性・特異性を有する」ここはいいです。「有するものであり、生徒の安全を確保するためにはこれらの特殊性・特異性を極力排除」ではなく、「特殊性・特異性の中に含まれる防ぎがたいリスクを排除」のように、「リスクを排除」と変えていただきたい。文言はまたご検討いただければと思いますが、「リスクを極力排除することが大切である。逆に、このようなリスクが排除できないのであれば、登山活動は行うべきではない」という形につなげるといいと思います。奥さんも毛塚さんも佐藤さんも全部そうです。「排除」と出てきてしまっていて、「リスクの排除」ではない。山岳の特殊性・特異性をそのまま排除してしまうと、結局そのままやらないことになってしまいますので。もう一度申し上げます。「特殊性・特異性の中に含まれるリスクの排除」とご認識いただければ、で

はガイドを付ければいいのか顧問はこのようにしたらいいということが生きてくると思います。送っていただいた時に大変ここが気になりました。

それから、30年の経験者がリーダー・責任者で事故を起こしたということですが、極端に言いますと年数は関係ないのです。30年が50年であろうと、そのトップがいかに危険認識を持ってその行事に参加するかしないかなのです。

実は私は、山岳事故の裁判をお手伝いした時に八ヶ岳に行きました。その時に、長野県の救助隊長の北原さんが、ピッケルを使って斜面を降りるグリセードをさせてくれたのです。シャーベットで余りスピードが出なかった。それで隊長に「もうちょっと乾いている時にやりたかったですね」と言ったら、「それは危ないからさせねえわ」と言われたのです。スピードが出ないからグリセードの気分を味わわせてくれたのです。安全だからやらせてやろうと。

でもこの30年のベテランは、安全確保意識がなかった。もちろんたくさんの経験をするのはいいのですが、何十年やっているから安全ではなくて、その人の持っているリスクに対する意識をいかに生かすかなのです。

県にもお願いしたいのですが、私はもちろん校長会や10年主幹などにリスクマネジメントをやっていますが、今回、望月先生が委員長でいらっしゃるので、望月先生に校長や主幹のサークルも含めて、この委員会が終わってからでもいいのですが、ぜひリスクマネジメントの講義を3年ごとにやってほしいのです。望月先生は法曹の専門家であると同時にスポーツにも造詣が深く、論文も出されています。そういう点で望月先生などにリスクマネジメントの講習をしていただいて、先生方に、自分の活動にはどういうリスクがあり、それに対して我々はどうしなければいけないかということを確認していただきたいのです。

第1回の時にも言いましたが、全国の教員養成大学で、リスクマネジメントの講義はただの1校もやっていない。教育委員会も余り全国的にやっていない。先生方はリスクマネジメントを知らずに全ての活動をしています。ですから、中には校長が「俺たち学校も被害者だよ」という言葉を言うような形になってしまう。その是正を特に栃木県では繰り返し実施していただきたい。送っていただいた資料を見た中で、特に「特殊性と特異性」のところは、このまま行ってしまうと間違った判断に行ってしまうかなと思ったので、今、意見を言わせていただきました。以上です。

【委員長】

日野委員ありがとうございます。ちなみに今、日野委員が引用されておられた前回の戸田委員の発言は、議事録の18ページです。ご指摘の「特異性の排除」ではなく、「特異性に基づく」とか「中に含まれるリスクの排除」という方が論理的には正しいと私も思いながら聞いていました。事務局でご検討ください。

ほかにご意見はありますか。戸田委員どうぞ。

【戸田委員】

毛塚委員、奥委員、佐藤委員の提案をお聞きし、改めて本件事故の教訓や経験を風化させるわけにはいかないと思いました。大切なご子息を亡くされた毛塚委員、奥委員、佐藤委員から貴重なご指摘や提言をいただいたことに敬意と感謝を申し上げます。私たちは、これらのご提言を真摯に受け止める必要があると思います。

前日も申し上げましたが、私は、部活動は学校の教育活動であり、主体性や協調性の涵養に加えて、個性の伸長、非日常的な環境の中での自己啓発、人間関係の構築、体力・健康の向上、環境保

全の重要性の理解、登山の歴史や文化、自然への畏敬の念やリスク・リスクマネジメントの理解・技術の獲得など多様な価値の追求などに教育的な価値があり、人間形成の側面からも意義があると思います。そのことが認識されてのことと思いますが、栃木県では減少傾向ですが、全国的には登山部の所属部員は増加しています。生徒のニーズもあり、幅広い方々から、意義があるという声が多く聞かれます。また、将来、希望する生徒の期待に応えることも必要であり、一切の登山部活動を禁止、中止することが最善の選択とは言えません。

私の専門である安全教育の立場からすると、事故が起きたからすべて禁止する、反対に何も反省せず、改善のないままで漫然と従前のやり方や内容で継続する、のいずれもよい方法とは言えません。安全（危険）は、確率の問題で0 (%)か100 (%)かという2択では解決できません。部活動としての登山部活動の意義も踏まえ、より安全性を高めるため、できることから一步一步実施していくことが重要であると思います。

その意味からも外部の専門家である「登山アドバイザー」を帯同させる事業は、安全確保の上で、意味のある第一歩であると考えられ、私は賛成です。

そのほかに、教育活動としての登山部活動を安全に実施するためには、「登山」というイベントにのみ焦点を当てるのではなく、教員の研修による資質向上や日常の部活動の内容と方法を改善しなければいけないと思っています。その中で、安全が確保され、初めに述べた教育的価値の獲得が可能となると思います。

例えば、指導者の研修においては、既に登山部のある高等学校に配布済みの「安全で楽しい登山を目指して」や「高校山岳部はじめの一步」（いずれも国立教育研究所;2019年3月刊）などを活用したり、国立登山研修所の研修に参加（派遣）したりして、基礎的な知識理解や方法を学ぶことが大事、その後の実際の山行や登山でそれを体験し、専門家の指導なども得てグレードアップすることが必要です。私も執筆・作成に関わりましたので、国立登山研修所から委員用にご提供いただきましたので、内容を紹介します（資料の内容を簡潔に説明）。

加えて、登山部の生徒の学習も重要で、黙々と体力づくりに励む、イベント的に年2～3回指導者に連れられて受動的に登山を体験するというだけでなく、日常の活動で、指導者同様に前記の資料やインターネットなどを活用したり、専門家の指導を受けたり、互いに議論・検証しあったりして研鑽し、主体的に基礎的な知識理解や方法を学び、それを近隣の低山での山行や実際の登山で検証し、安全で楽しい登山に必要な資質や能力を確かにしていくことが大事です。

【委員長】

先ほど出した宿題について、事務局の方はそろそろいいですか。

【学校安全課長】

幾つか委員長から宿題をいただきましたが、わかるものについてお答えしたいと思います。

まず海外での状況につきましては、先ほどあったとおり時間をいただいて調べさせていただきたいと思いますのでよろしく願いいたします。基本的に海外には部活動という概念はないと思いますので、日本とは大きな違いがあるかと思います。

もう1点学校安全課からは、佐藤委員から「競技性があるのではないか」という話がありました。多分かつては、高体連の山岳部の大会ではスピードということもあったと思いますが、現在はスピードを測るような競技はしていないと思います。ここは高体連から補足があればお願いします。それ以外の点についてお願いします。

【スポーツ振興課長】

部活動についてですが、当然ながら栃木県も、部活動については自主的・自発的な参加により行われております。一般的に、各学校で年度はじめに生徒たちが部活動紹介を行って、そこで入部の手続をとっております。生徒総会の中で1年間の部活動のあり方について承認を得たり、基本的には生徒たちが中心となって部活動については取り組んでいるのが実態でございます。ただ、学校によっては当然ながら保護者の同意を得たり、合宿等を行う場合は当然保護者の同意を得て実施しているところでございます。

2つ目の登山アドバイザーの責任等についてですが、一般的には、ほかの部活動でも外部の指導者に来ていただいているケースがあると思いますが、技術指導のみを行っている外部指導者が責任を負えるものではございません。ただ、先ほどの部活動指導員は法的に位置付くもので、非常勤務職員という位置付けで学校設置者が人員を配置するもので、単独で技術指導や引率を行うことができ、顧問と同じ立場での職務になります。ですので、責任は当然発生すると捉えております。以上です。

【委員長】

最後のところがわかりにくかったのですが、今回言っているアドバイザーは部活動指導員ではないですね。

【スポーツ振興課長】

はい。異なります。

【委員長】

部活動指導員だと、スポーツ庁の見解では国家公務員と同じ扱いになって、国家賠償法上1条の責任があるから、その過失は当然県の責任になるという理屈になるのですが、そういう理屈でいいのですか。アドバイザーはあくまでも顧問の援助をしているという格好だから、あくまでの顧問教員の責任になって、県が責任主体になるという考え方ですね。

【スポーツ振興課長】

はい。そのとおりです。

【委員長】

ありがとうございました。では、高体連から、競技性のところを補充で説明いただけますか。

【栃木県高等学校体育連盟登山専門部専門委員長】

競技性について補足して申しますと、現在、高体連専門部では、インターハイの県予選と関東大会の県予選を一括して実施しており、その際にはタイムレースはやっておりません。今手持ちがないのですが、審査基準を事故後に改めました。確かに委員からご指摘のとおり、かつてはタイムレースをやっていた時期もあったのですが、現在は実施しておりません。

ただ、関東大会や全国大会では実際に登山をやっておりますので、基礎的な体力が必要だと思っております。基本的には、県予選会において何校か合同で歩く際に、遅れずに最後まで行動を共

にできることを全国大会や関東大会に出場するために必要な体力と考えております。タイムレースで1位になったから有利になるということは、現在はやっておりません。

【委員長】

どのように競技性で優劣を競っているのですか。

【栃木県高等学校体育連盟登山専門部専門委員長】

例えば佐藤委員の資料にありますような天気図や救急に関すること、気象に関することについてペーパーテストの形で実施し採点するとか、きちんと装備が準備されているか登山の途中で審査員の教員がチェックする、あるいは、歩きながら登山コースに幾つかのポイントを設けてそれを地形図と照らし合わせて現在地を確認させるといったことなどを行い、総合点で順位を決めております。

【委員長】

ありがとうございました。今のような説明でしたが、そのほかご意見はございますか。毛塚委員どうぞ。

【毛塚委員】

2つ意見を述べさせていただきます。

1つは、部活動は自主的な生徒の活動なので、生徒が生徒会かどこかで紹介をして、希望者はそこで入部が決まると。そうすると生徒が生徒に説明した時に危険性は全く伝わっていかないと思います。そういう中で部活動の入部が決まっているという形は、私は聞いていて問題があると思いました。

2つ目の意見は、登山は教育的側面が非常に高いという話がいろいろな先生方からありましたが、教育的側面が高いということと、それを学校が全てを担うということとは別なのかなと思っています。スイミングスクールは水泳の指導をしています。水泳の指導は全部学校が担っているわけではないですね。柔道の指導も剣道の指導も。専門性を高めたい生徒はそこに行って学んでいるというのが今の教育の現状だと思います。社会全体で登山のあり方を考えていく、もしくは社会全体で専門家が担えるところを担っていくシステムをつくるほうが、私は重要ではないかと思っています。

なぜかという、海外では高校生の登山の部活がないから、登山の指導は部活みたいな形でやられていないだろうという話がありましたが、海外ではそれがベターな方法として考えられているのではないですか、歴史上とか、登山のあり方から言っても。違うんですか。私が今聞いていると、そう感じます。今の部活の指導のあり方がよりいいとは考えなくていいのではないかというのが自分の意見です。もっと広く社会の専門性のあるところでやれるものはきちんと担ってもらい、そこが危険性の排除ができるのであれば、リスクの排除というお話もありましたがそういう方向を考えていただきたいというのが私の意見です。

【委員長】

ありがとうございます。戸田委員どうぞ。

【戸田委員】

毛塚委員からそういうご指摘がありましたが、登山部とかということではなくて、教育システム

とか教育課程といった全てのシステムは、国によって全部違うのです。私はオーストラリアとアメリカとイギリスに、部活動とか体育活動ということで調査に行ったことがございますが、日本でいういわゆる部活動は全然やっていない学校が圧倒的に多い。体育館がないとか、外に広場はあるがバスケットのリングが2つあるだけというところがあったり。教育課程・授業の中に体育がないところもたくさんあります。アメリカは州ごとに違います。そういうことなので、海外と比べることはちょっと難しいと思います。

【委員長】

日野委員どうぞ。

【日野委員】

関連ですが、実は日本の部活というのは世界と比べて特異です。それはなぜかといいますと、明治時代の富国強兵の時に、兵隊をつくるために入ってきた。だから水を飲んではいけないとか根性論が入っている。でも欧米の学校の体育・スポーツはレクリエーションから入ってきているから、やっている最中に水を飲んでいい。いまだに日本で暴力などがあるのは、富国強兵時代に出来上がった教練意識が根性論としてクラブの中にそのまま残っているわけです。もちろんクラブ活動の教育的価値はあるのですが、その本来の教育的価値が薄れて競技優先になってしまって、学校事故がどんどん増えてしまっているという状況です。

そういうことも踏まえて、戸田委員が世界を歩かれていますの中で、もちろん山岳だけではないのですが、日本独自のサークルはどのようにやっていったらいいのかをこの委員会でやっていかなければいけないと、今ご意見を伺いながら思いました。以上です。

【委員長】

毛塚委員どうぞ。

【毛塚委員】

調査をお願いしたのは、今の日本の部活のシステムが全ていいとか悪いと言っているわけではなくて、登山の栃木県のモデル案をつくらうという話が今ありました。海外にその参考になる事例があるのではないかとということで調査をお願いしているのです。学校に頼らないシステムで、もしも素晴らしいものがあれば、それはその国の歴史や教育の積み重ねがあるから一概には言えないのですが、参考になるものがあればそれを取り入れていく。今、栃木県のモデルをつくらうとしても、海外の話は一向に出てきていないし、そこに視点は行っていませんよね、今までのこの委員会の中では。だからそこまで視点を広げてほしいという意味での依頼です。

【委員長】

ありがとうございます。佐藤委員どうぞ。

【佐藤委員】

先ほど高体連からお答えいただいた競技性のことですが、栃木県では現在タイムレースはやっていないということですが、全国大会ではどうでしょうか。

【池田委員】

変わってきているなら補足してほしいのですが。現在私の手元にあるものでは、栃木県の場合は、事故前は例えば100点のうち50点ぐらいは体力ということがかかっていた。それに対して那須の事故以降、体力については見ないようになっていきますということです。

ところが全国の場合、インターハイですが、現在手元にあるものでは体力については100のうち40という割合で評価しているようです。ただ、その体力というのは、先ほど話もありましたように速さではなくて持久力で、一定の時間の中でしっかりとついていけるような力という意味だということです。全体の大会運営自体も安全という方向にシフトしていると捉えているところです。

【佐藤委員】

それは那須雪崩事故を受けて変わってきたということでしょうか。

【池田委員】

本県の場合は先ほどのとおりですが、全国について、この40という割合が那須の前なのか後なのかははっきりしません。

【佐藤委員】

那須雪崩事故を踏まえて栃木県ではタイムレース的なものは見ていないということで、栃木県がモデルとなって、栃木県の方式を全国に訴えていただきたいと要望します。

【委員長】

ありがとうございます。高校の部活動として山にチャレンジするという分野で、山の専門家から何かその点について発言があれば伺いたいと思いますが、渡部委員いかがでしょうか。

【渡部委員】

特にありません。

【委員長】

特にないということよろしいですか。

それでは、そろそろということですが、登山のあり方については、山といっても富士山から天保山まであって、季節的にも冬山から本当に気候のいい晴天の時まであり、暑い時から寒い時まであります。全部一緒にしてという議論では恐らくないと思います。先ほどの委員の先生方の話も、小学校の遠足も全部やめるべきみたいな話ではなくて、危険度を考えながらリスクをちゃんと管理しなければいけないというお話だろうと思います。そうすると基本的には、今回、教育委員会の資料4と5で出てきたものをベースにしてさらに検討を深めていっていただくという方向でよろしいかなと思いながら聞いていましたが、そんな方向での議論をまとめてよろしいでしょうか。奥委員どうぞ。

【奥委員】

奥です。資料5の案について意見を述べさせていただきます。

原則登山アドバイザーを帯同するものとするということを書いていただき、これは大きな進歩か

と思っております。ありがとうございます。

私が危惧するところは、説明の中にあつた「例外的取扱として、低山で著しい危険がない等の理由により、登山アドバイザーの不帯同を」「認める」というところです。恣意的な運用がないように努めるという話がありましたが、そこをしっかりとルール化していただきたいと私は希望します。ちょっと意見を言わせていただくと、個人的には、三轟山みたいな山に登山アドバイザーがつくのはちょっと現実的ではないというのは、感覚的にはわかります。ただ、登山アドバイザーがいないということは、知識や経験、安全意識を持った方が帯同しないという前提に立たなければいけないと思いますので、しっかりとルールで縛るべきだと思っています。ですので、この山ならオーケーだよと簡単に言うのではなく、低山で著しい危険がない山行ルートについては、ルートや立ち入り可能な場所、危険箇所、立ち入ってはいけない場所や中止すべき天候等をしっかりと明示し、ルールとして徹底していただきたいと思います。

しかも、そのルートは今は登山計画審査会などだと、何とか登山口から入り、峠の茶屋を通り頂上に行きますという簡単なものを示しているかと思いますが、しっかりと図示して素人でもわかるような形でルールを定めていただきたいと思います。

那須雪崩事故の訓練場所は、当時「ファミリースキー場周辺」としか記載がなかったように記憶しております。しっかりと登山・訓練する場所を地図で示して、それ以外の場所には立ち入らないことを示していただきたい。そして、さらにそれをホームページ上などどこかで公開し、この山だここを通過して、ここは通ってはいけないということを示して、だからこの山はアドバイザーがつかなくても大丈夫なのだよと、そこまで言っていただきたいと思います。

もう1点言いたいのは、今言ったように、立ち入り禁止場所や中止すべきルールを定めたとして、教員がそのルールを守ると確信できるような制度設計を示していただきたい。那須雪崩事故では、明らかに立ち入るべきでない場所で訓練が実施され、降雪があつた翌日には山行を控えるといったガイドラインが守られずに事故が起きました。登山アドバイザーの帯同必須化といった中には、顧問教員がルールを逸脱しないための監視の意味もあるかと思いますが。資料5一番下に「指揮監督等の抑止効果等」と書いてあるかと思いますが。こういった効果がある方が帯同しないということは、何かしら制度設計でルールを守るという歯止めが必要かと思いますが、そういった点を明示していただきたいと考えます。

もう1点、これは本当に個人的な意見ですが、登山計画審査会でアドバイザー不帯同のルートを判断するのは問題があると考えています。登山計画審査会というのは、山の活動を積極的に行っている方が主なメンバーかと思っています。彼らは学校の活動としてではなく、ただの登山・山行としての判断でこれならよかろうと判断するかと思います。ですので学校として適当かどうかという視点がどうしても欠けているのではないかと。そして、余り言いたくはないのですが、登山計画審査会の委員長の方は元教員の方ですので、そういった方が長を務める会でどのようにするかを決定すべき事項ではないと考えます。

実際、登山アドバイザー帯同を推奨する山域を一度この審査会で判断されたと思いますが、県外の険しい山域に限定されていて、しかも5年以上の経験のある顧問であれば帯同不要もあり得るという内容でした。こちらから意見しなければ、せつかくの登山アドバイザーという制度が実行無実の制度に成り下がってしまっていたのではないかと。私はそのように感じておりますので、決して恣意的な運用がないように気をつけて運用していただきたいと望みます。

【委員長】

ありがとうございました。毛塚委員どうぞ。

【毛塚委員】

県の教育委員会の安全対策を基本に考えるということですが、今回の私たち3名の意見は、県教育委員会の基本的な考え方とかなりずれがあったと私は思っています。そう感じました。ですから、委員の意見はできるだけ反映させていただきたいというのが一つお願いです。

2つ目です。どこにそれを感じるかというと、「基本的な考え方」の一番下の行で「登山アドバイザーを積極的に活用することが最善の策である」という表現をなさっていますが、私たちはそう言ったつもりではありませんし、そういうつもりでもないので、「最善」という言い方が本当にいいのかなという疑問を非常に持ちます。ぜひご検討をお願いしたいというのが私の最後をお願いしたいところです。

【委員長】

毛塚委員の意見は、原則はそもそも高校で山に登るなというのが大原則で、その次の予備的な意見だと理解しております。

私からも1点お願いがあります。基本的には部活動というのは、子どもたちが自分の命と健康を守るような知識と経験を積ませることが大事ですが、もちろん不十分だから登山アドバイザーとかこういうセーフティネットは絶対に要るのですが、実は「別紙（資料5関連）」を見ていくと、ちょっとおろそかになっているのではないかと感じる場所があります。「4 取組の成果」の「(2) 技術面に関する主な成果」のところで挙がってきているようなものは、山に行く前に本来みんながマスターしていなければいけないところ、マスターしないまま山に行っているという現状の反映ではないですか、これは。そういう意味では、山に行くところだけを議論されていますが、その前の段階の部活動のところ、やるべきことをもう一回整理することも大事ではないかと思えます。そこも含めてご検討いただけますか。

それでは、どうもありがとうございました。かなり時間が押していて、あと2つ議事があります。議事の「その他」で、この本来の責務ではないかもしれませんが、高体連編纂の「省察」と、「慰霊碑」の問題について議論したいという委員からの要望がありました。これはやった方がいいだろうと思っておりますので、時間内にこの2つを協議したいと思っております。

提案をいただいた奥委員から先に説明していただいた方がいいということですので、お願いします。

【奥委員】

お話のあったとおり、私から、登山専門部のこの事故に対する反省と今後の対応を示した総括についてと、大田原高校に設置予定の「慰霊碑」の2点を、この検討会の議題に上げさせていただきました。どちらの項目も再発防止策として重要な案件かと考えております。総括については登山専門部、「慰霊碑」については大田原高校から説明をいただき、委員の皆様からご意見をいただければと思います。

説明に先立って、総括について私個人の意見を言いますと、事故から3年もたち、それでもまた完成に至っていないというのが現状です。ということは、現状、登山専門部からの反省も総括もないうまま登山活動や大会が実施されている状況であり、問題であると考えます。

さらに、この総括は、何度かどうなっているのですかとお話ししているのですが、どのような方

針をもって作成され、どなたが執筆され、どのような専門家の意見を聞いて作成されているかも明らかにされておりません。誰が責任を持って執筆されているかわからないような総括に意味はあるのでしょうか。

事故の原因の一つとして挙げられた登山専門部の隠蔽体質は、依然変わっていないように私には思えます。本日はそういった点を明らかにしていただき、委員の皆様からご意見をいただければと思います。総括については以上です。

【委員長】

今のような疑問があるということですが、高体連さんからご説明いただけますか。

【栃木県高等学校体育連盟登山専門部長】

今の奥委員のご質問にお答えします。私は栃木県高体連登山専門部長の三森と申します。

登山専門部が編纂を行っている総括につきましては、平成30年2月に、高体連独自の事故の反省と振り返りがあってもいいのではないかという遺族の皆様のご要望にお応えし、それより先立って編纂を進め、その年の2月に一度編纂したものをお示ししました。その説明会の席上におきまして、到底この内容では納得できないというお話もいただき、我々としてももう少し作り直しが必要であると判断しましたので、平成30年2月の段階で、平成30年9月に期限を切って編集作業を進めてまいりましたが、なかなか内容のまとめができずに今に至ってしまいました。約束してから2年以上が経過していることをおわび申し上げます。

その編集方針がどのようなものかということですが、高体連及び登山専門部が我々自身で那須雪崩事故を振り返り、二度とあのような事故を起こさないために、我々なりの深い反省の思いを伝え、現段階で考え得る登山に対する心構えや安全対策をまとめているところでございます。

きょうの委員の皆様のご意見を伺って、特に奥委員からは今の部活動の枠組みを大きく変えるようなご提案があり、我々にはとてもそこまで考えが及ばない範囲で編纂を進めているのは非常に心苦しいのですが、我々顧問のメンバーが考え得る反省の思いと、登山に対する心構え、安全対策についてまとめているところでございます。

参考資料9を御覧ください。タイトルは『安全登山への誓い』とし、ここに至ってもまだ、編集している登山専門部のメンバーの中でいろいろな意見がございまして、このまま章立て・項立てがいくかどうか、暫定版という形で出させていただきます。第1章では事故の概要、第2章では我々の安全登山への思い、第3章には具体的な安全対策と体制を書かせていただいております。以上です。

【委員長】

ありがとうございました。委員の方からご意見があれば伺います。毛塚委員どうぞ。

【毛塚委員】

今、暫定案を見たのですが、「事故の概要」というところで登山専門部としてこの事故分析が行われているのですか。登山専門部の組織としての課題は必ずあると思います。さっき写真を見ていただきましたが、目に見えないもの、組織としての課題・問題点がたくさんあると私は個人的に思っているのですが、それはどこに書かれるのでしょうか。教えていただければありがたいと思います。

【栃木県高等学校体育連盟登山専門部長】

お答えいたします。「第1章 事故の概要」につきましては、我々があの事故を振り返って、どれぐらい客観性をもってあの事故について記載できるか甚だ疑問であるということですので、基本的には、県教委が設置した事故の検証委員会の報告書の中から、原因の指摘や提言といったものを受け止める形で編纂しております。

【毛塚委員】

私が言いたいのは、高体連もしくは登山専門部という組織として、どういうところに問題点があるかということ組織がやらないと、ここで言う「誓い」につながっていかないんじゃないか。それはこのどこに出てくるのかわかりませんでしたし、今の話だと、検証委員会の報告書をもとにまとめます、書きますということでしたが、そうではないと思います。そういうことを期待しているのではなくて、登山専門部として、講師の立場でやっているものとして、それから春山安全講習会として、どういう問題があったのかをきちんと総括してほしいという意味で、多分遺族はずっとお願いしてきたのだと思っています。しつこくなりますが、よろしくお願いします。

【委員長】

今、質問と答えがかみ合っていないと思って聞いていたのですが、第1章第1節で今後高体連はこうやっていきますと書いてあるのですが、その前提には、今までの高体連のやり方のここは問題があったという総括がないと次につながらないでしょうという指摘ですよね。

【毛塚委員】

そうです。

【委員長】

ですから、それをちゃんと踏まえて検討していただくということでお願いいたします。ほかにご意見はございますか。戸田委員どうぞ。

【戸田委員】

目次を見せていただきますと、事故の教訓を風化させないためにも、大変な作業だとは思いますが、二度とこのような事故を起こさないためにも、主催者という立場から「問題点」及び「反省・評価」を加えていただいたらよいかと思えます。

【委員長】

ありがとうございます。事実を認定して、原因を分析して、再発防止策を講じる、この順番ですので、最初の2つが抜けていると3つ目が生きてこないことになります。それはご指摘のとおりですので、検討していただけますか。これは、この点でいいですか。奥委員どうぞ。

【奥委員】

今回の内容でしたら、目次だけで出ているのでさっぱりわからないというのが正直なところですが、内容については、次回以降もちゃんと示しながら、この会にちゃんと報告しながらつくっていただけるかと思いますが、そういう認識でよろしいでしょうか。

【委員長】

ここで基本的に何かを議論して決めるという話ではありませんが、高体連さんに意見を言う場で活用していただくという方向でいいでしょうかから、進捗がありましたらその都度適宜ご報告いただいてということでしょうか。よろしいですか。

【奥委員】

はい。

【委員長】

もう一つ、奥委員からご提案があります「碑」の問題について、私はよくわかっていないのですが、奥委員からご説明いただけますか。資料 10 を御覧ください。

【奥委員】

もう一つ議題に挙げさせていただきました「慰霊碑」についてです。「慰霊碑」については、大田原高校さんから慰霊碑建立の話をしていただき、どのようなものにすべきか、遺族と学校の間で話を進めてまいりました。

慰霊碑建立の目的は、事故を風化させない、8名の生徒・教諭が在職・在籍した証とし、その点については学校と遺族の間で意見の相違はございません。しかし、学校から提案された慰霊碑の案は、事故を風化させない目的であるはずですが、慰霊碑の表面の銘が那須雪崩事故を思い起こさせることもない「命」という文字となり、在籍した証とすることが目的のはずなのですが、慰霊碑には亡くなった息子たちの名を刻まないという対応を提示されています。これらは建立の目的から外れたものであると私は考えています。何度か話し合いの場を持ちましたが、学校側はこの案から一歩も引くことができなく、現状、話し合いが頓挫しているような状況でございます。

本日は、委員の皆様から中立なご意見をいただき、事故を風化させないための再発防止策として、この慰霊碑建立という件を前進できたという思いで議題に上げさせていただきました。以上です。

【委員長】

今のようなご意見ですが、これは県ではなくて大田原高校と同窓会で準備されておられるようですので、誰か大田原高校を代表して説明できますか。お願いします。

【大田原高等学校長】

私、大田原高校の校長を務めておりますのでご説明いたします。

この石碑建立につきましては、同窓会から何らかの慰霊碑のようなものを建立してはどうだろうかという提案を事故直後から受けて検討してまいりました。校内に設置の検討委員会を設けて話し合いを進めてきたところでございます。遺族の皆様からもご意見をお伺いしたいということとたびたび行ってきたわけですが、8家族の遺族の皆様のご意見がさまざまであることから、最終的ではないのですが、暫定的に、奥委員からの資料 10 の 3 ページにありますような「命の碑」建立についてということで、これはたたき台のたたき台といえますか、9月5日の日付でちょっとご意見をお伺いしてみようということで遺族会の会合に私が持ち込ませていただいた本当にたたき台の案でございます。

設置目的は枠囲みの中にあるようなことで、ほとんど変わらないのですが案2つを提示しまして、碑文は表面を「命」、背面には事故の概要と建立目的という形で、わかりやすいのは5ページになります。実は石の提供も同窓生からいただいておまして、上が盛り上がった五角形のような形の石で、このような大きさでございます。碑文の案1、案2は4ページにあるとおりでございます。

このようなたたき台を提示しましたところ、これでは同意できないということをご意見として伺っております。特に、犠牲になられた8名の名前を刻む・刻まないに関しても、刻んでほしくないという遺族と、どうしても刻んでほしいという遺族の皆様がいらっしゃることから、学校としては最大公約的というか、なかなか難しいところではあるのですが、公立高校の敷地内に建てる碑ということですので、9月5日の案のようなものをご提示して、その後進展がないという状況でございます。

【委員長】

ありがとうございます。奥委員に伺いたいのですが、資料10の2ページ目、碑文の裏面については10月中に原案ができていますようですが、それはもうできているのでしょうか。

【奥委員】

これは1度提示させていただいております。添付はしていないのですが。

ついでに言わせていただきますが、4ページ目に書いてあるのですが、今回、大田原高校さんから提示していただいたものは、那須雪崩事故について概要は書いてあるのですが、この概要について我々は全く不満であり、目的の事故を風化させないといったところに関しては、事故については本当の概要しか書いていない。その点どうしてこういう文になったのですかと聞きますと、大田原高校は被害者の立場なので、事故の反省はこの碑には残すべきではないという説明を我々は受けました。我々としてはやはり事故の反省をこの碑に残すべきであり、そういった内容を含めた碑文の案を10月に提示させていただいております。

【委員長】

案があるとわかりやすかったのですが。委員からほかに意見はいかがでしょうか。毛塚委員どうぞ。

【毛塚委員】

学校側と遺族が、目的は同じなのにどうしてこれほど離れてしまったのかということについて、遺族会では少し真剣に考えました。1つは、教訓の捉え方が全く違うような気がします。遺族は、事故を起こした者は学校の先生方だったので、関係者にもきちんと知らせるためのものという意味があるのですが、学校は、「命」という文字で、生徒の通るところに、生徒に見せるためにつくるといっているのです。その時点で教訓の捉え方が、遺族が願っているような、どういう教訓を残すか、誰に伝えるかという部分でかなり差が出てきています。

もう一つは真相の捉え方ですが、検証委員会の後にさまざまな専門家の人たちがいろいろと事故の要因について述べています。そういうことも入れて、きちんと事故の原因を碑の中で伝えていくことが必要だろうと思っておりますが、その辺もかなり違いがあります。

それから、「命」ということの考え方が全く違います。私たちが考えている命は、私たちの子ども、息子一人一人の命、この命を大切にしてほしいし、残したいということがあって、その命を残すに

は名前がなくては意味がないわけです。「命」という文字があって、そこに8名ひっくるめて命が大切ですということをお願いしているのではなくて、私たち一名一名の本来元気だった子どもたちが亡くなってしまったという現実において、その命というものをきちんと後世に伝えていきたいという思いがあるのです。名前がなくて「命」という文字を生徒に見せていくというのは、私たちからすると論点をすり変えている。先生方とか関係者にも知らせるべきところ、生徒に命が大事ですよという知らせ方、教育的な視点で大切にするとやっているのは、私たちからすると論点をすり変えてしまわれているという印象しか、すみませんが残っていないので、このような差ができてしまったのだろうと遺族の方では話をしています。

【委員長】

ほかの委員からご意見はございますか。日野委員どうぞ。

【日野委員】

校長に一言お願いしたいのですが、校長は今「学校は被害者」云々とおっしゃいましたが、とんでもないです。はっきり言ってこれは間違っています。学校は被害者ではないんです。大田原高校の先生と生徒さんが被害者なんです。

私個人としては、「命」ではなくて、例えば「大田原高等学校山岳部遭難碑」でいいんです。文は私が勝手に言っただけですよ。そして、こうこうこういう活動の中で引率の教員1名と生徒が亡くなったんだと。でも山岳部は続くわけですから、この文章でやればいいんです。

学校事故の中で碑をつくるということはいろいろありましたが、結局消えていってしまっています、東京学芸大学の場合も。本当に消えないような形にするなら、まず校長先生は学校が被害者だという意識は捨てていただきたいのです。そして、在校生の子どもたち、在職者の1名が雪崩に引き込まれたと。

碑文の場合も、この委員会も引率顧問の責任云々というのは言っていないんです。事故を教訓とし、いかに安全を生かしていくかということでこの検討委員会もやっていますし、それに付随してこの碑のこともあるわけです。ぜひそういう意識でもう一度被害者の方たちとお話ししていただきたいのです。

全員の中には、名前を入れないでほしいという方もいます。相模原の事件の場合もそうです。番号みたいな形でやりましたが、1人は、自分の子どもは生きていたのだということで名前を出されました。名前を入れないでほしいという方は入れなければいいんです。8名のうち誰と誰、ほか何名としてもいいわけですから、そういう形でもう一度話し合いをしていただければと思います。以上です。

【委員長】

碑をつくるのは大田原高校と同窓会ということですが、みんなの意思がそこにうまく集約できたものになるのがいいにこしたことはないので、話は引き続き継続していただいてコンセンサスをつくっていくということ自体は、別にここでは異論はないですよ。戸田委員どうぞ。

【戸田委員】

参考になりそうなので、大阪教育大学附属池田小学校の例を紹介させていただきます。

平成16年(2001)年6月8日に発生した児童殺傷事件で8名の児童の大切な命が奪われました。そ

の附属池田小学校では、事件とその教訓を風化させないようにと同窓会などが中心となり、義捐金を集めて「祈りと誓いの塔」を建立しました。

モニュメントとパネル(2枚)の2つで構成してあります。モニュメントは、4～5mの高さで、表面には、鳥か天使をかたどったような飾りがあり、裏面に亡くなった児童8名の氏名が刻まれ、校地の屋外(旧正門付近)に設置されています。

パネルは、2枚作成され、1枚は子供が自由に集う改装なった現場の教室付近のホールに、もう1枚は、市民も見られるように校門の外に掲示してあります。パネルには、祈りと誓いの文が日本語と英語で記されています。

モニュメントとパネル作製の狙いは、亡くなった児童の皆さんの慰霊はもちろんですが、それだけではなく、将来の事件防止への関係者の心からの誓いが込められています。作製するために、同窓会、教員、設置者の大阪教育大学その他の関係の代表が集まって、意見の一致をみるまで相談し、意見交換して進めたそうです。丁寧に進めることで、事故の再発を目指して全ての関係者が協働することを誓うという建立の意義も増すと思います。

また、モニュメントの建立でおしまいということではなく、風化させないという趣旨を忘れないようにするため、間もなく20年にもなりますが、毎年6月8日には、ご遺族、在校生及び保護者、教職員、大学関係者が集まって「祈りと誓いの集い」を開いています。

以上、参考になればと思い、ご紹介させていただきました。建立時の大阪教育大学学長の挨拶やモニュメントの写真、集いの要項等は、同校のホームページに掲載されています。

【委員長】

ありがとうございます。ほかにはよろしいでしょうか。基本的に慰霊碑をつくるという方向については意見が一致しているのしょうから、今、戸田委員からご紹介のあったほかのケースなども踏まえて、知恵を出して皆さんで気持ちよくいいものをつくるという方向で、さらに関係者努力していただくということで。そういう努力をしていただくきっかけになれば、この委員会も役に立ったのだらうと思いますので、そのような方向でさらに努力していただくということでまとめてよろしいでしょうか。

(各委員了承)

【委員長】

ありがとうございます。

さて、大分押しましたが、きょう予定された議題は一応終了いたしました。委員から特にほかにご提案がなければ事務局に戻したいのですが、よろしいでしょうか。渡部委員どうぞ。

【渡部委員】

最後に、地元の山岳団体として何も発言しないのも何かと思ひまして。

「別紙(資料5関連)」に、課題として登山アドバイザーの人材不足ということが出ています。これには栃木岳連が協力いたしますので、事務局、よろしく願いいたします。

それと、今までのお話では、生徒の立場、部員の立場というものが考えられていないような気がしました。私どもが考えることを部員たちが喜ばれるのかどうかということも、次の会議から考慮に入れていただければと思います。

【委員長】

ごめんなさい、最後がよくわからなかったのですが。

【渡部委員】

次の会議では、我々大人の立場でばかり話を進めていました。我々は「とちぎモデル」をつくっていくわけですが、生徒に喜ばれる、教員の方も納得し喜ばれるモデルができればいいと思っています。

【委員長】

学校の現在の部員や先生方にいいものにしていく、そういう視点をという趣旨ですね、わかりました。ありがとうございました。

それでは、これで事務局に司会を戻しますので、よろしくお願いします。

【司会】

委員の皆様方、本当にありがとうございました。貴重なご意見・ご指摘をいただき、併せて御礼申し上げます。

我々教育委員会事務局といたしましても、那須雪崩事故以来、二度とこのような事故を繰り返すことなく、児童生徒の命を守るために、本日のご指摘・ご意見等を踏まえ、さらに前進できるよう取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

5 その他

【司会】

続きまして、次第「5 その他」に入らせていただきます。事務局よりご連絡がございます。

本検討委員会についてですが、今年度の下半期に入り設置することができ、今年度は計2回会議を開催することができました。改めまして、各委員の皆様方には検討委員会の設置趣旨をご理解いただき、真摯にご議論いただきましたことを深く感謝申し上げます。

本県の高校生の登山のあり方と具体的な安全対策等の検討につきましては、まだまだ道半ばかと思っておりますので、来年度におきましても、本検討委員会を開催の上、皆様方に引き続きご議論賜りますようお願いしたいと考えているところでございます。具体的な開催時期、日程等につきましては、後日改めて事務局よりご案内申し上げたいと考えておりますので、何とぞご協力賜りますようお願いいたします。

8 閉会

【司会】

委員の皆様方には、長時間にわたりご討議いただき、まことにありがとうございました。今後とも、本県生徒の登山活動へのかかわり方の検討につきまして、委員の皆様方のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、「令和元年度第2回 高校生の登山のあり方等に関する検討委員会」を終了さ

させていただきます。

以上をもちまして、令和元年度第1回高校生の登山のあり方等に関する検討委員会を閉会いたします。